

更生支援コーディネーターのご案内

障がいなどにより福祉的な支援が必要と思われる被疑者・被告人に対する支援を行います。

◇ご利用料金と支援内容

項目	料金	支援内容
更生支援コーディネーター (※)による面会 ※更生支援コーディネーターとは、社会福祉士等の福祉に関する資格を有し、更生支援に関する研修を受けて東京TSネットに登録した福祉専門職です	1回5400円(消費税込み) +交通費 ただし、面会后、引き続き「更生支援コーディネーター」をお申し込みいただいた場合には、交通費のみ	支援コーディネーターが、被疑者・被告人となった当事者の方に、面会に伺います(東京都内であれば、面会場所は、警察署、拘置所、在宅を問いません)。 面会の上で、福祉的支援が必要な方なのか、今後どのような支援が考えられるのかについて、アドバイスをさせていただきます。
更生支援コーディネーター	10万8000円(消費税込み)+実費 なお、国選弁護事件の場合には、援助費用との兼ね合いで、減額を検討いたします。また、特別な事情がある場合には、費用についてのご相談について柔軟に対応いたします。	支援コーディネーターが、当事者との面会を通し、その人にとって必要な福祉的支援をコーディネートします。ご本人・ご家族との面会だけでなく、事案に応じて、更生支援計画書の作成、証人としての出廷なども行います。

◇お申し込み方法

- ・「更生支援コーディネーター」を希望される場合も、まずは「更生支援コーディネーターによる面会」をお申し込みください。面会后、引き続き更生支援コーディネーターを希望される場合は、コーディネーターとご相談ください。
- ・下記相談依頼書をFAXないしメールでお送りください。
- ・主に刑事弁護人の方からの依頼を想定しておりますが、被疑者・被告人ご本人、また、そのご家族からの依頼にも対応しております。お気軽にご相談ください。
- ・お請けできるケースについては、担当コーディネーターより申込者の方にご連絡させていただきます。その後は、担当コーディネーターと直接打合せをお願いいたします。

- なお、ケースについては、個人が特定されない形で、東京TSネット内で情報を共有し、支援方法の研究等に活用させていただく場合があります。
- ご不明な点は、下記連絡先まで、お気軽にお問合せください。

◇対象となる方

- 当事者の方が、下記の2点をいずれも満たすケース
 - 1 障がいなどにより、福祉的な支援が必要と思われること。
 - 2 留置先または住居（在宅の場合）が東京都内にあること。
- なお、対象者であっても、接見禁止、遠方、時間的制約、担当する更生支援コーディネーター確保の都合等により、対応ができない場合があります。
- また、どのような支援ができるかはケースバイケースですので、予めご了承ください。

連絡先

東京TSネット事務局

E-mail:info-tokyo-ts@tokyo-ts.net

FAX:020-4666-4066